

## 中国残留邦人等支援における配偶者支援に係る参考資料

- 参考資料 1 配偶者支援金に係る当面のスケジュール（案）・・・ 1
- 参考資料 2 配偶者に対する支援策のイメージ・・・・・・・・・・ 2
- 参考資料 3 法律の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 参考資料 4 参議院厚労委議事録・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 参考資料 5 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の  
自立の支援に関する法律の一部を改正する法律・・・ 6
- 参考資料 6 特定配偶者判定に係る資料・・・・・・・・・・・・ 11
- 参考資料 7 配偶者支援金決定通知書等の様式例・・・・・・・・ 16



# 中国残留邦人等の配偶者に対する支援策のイメージ

[現行]

- ① 支援給付の支給
- ② 老齢基礎年金の支給

本人が死亡

- ①' 支援給付の支給

支援法の改正

[法見直し後]

- ①' 支援給付の支給
  - ③ 配偶者支援金の支給
- [新たな配偶者支援策]

[残留邦人の夫婦世帯]

残留邦人本人が生存中



① 支援法に基づく支援給付の支給  
生活費のみならず、住居費、医療費、介護費等も個々の世帯の状況に応じて対応する。

本人が死亡

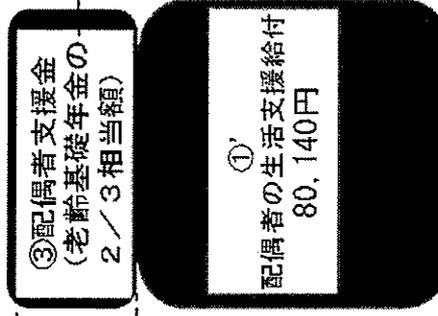


② 中国残留邦人等の老齢基礎年金の満額支給

② 本人死亡後は支給されない

[配偶者単身の世帯]

[配偶者単身の世帯]



③ 中国残留邦人等の特定配偶者に対する配偶者支援金の支給

※ 生活支援給付は、1級地-1（例えば東京23区）の例。夫婦世帯、単身世帯

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の  
自立の支援に関する法律の一部改正

1. 改正の趣旨

- 現行法は中国残留邦人の帰国の促進について定めるとともに、永住帰国した中国残留邦人とその配偶者に対して、その自立支援のため以下の支給を行うこととしている。
  - ① 満額の老齢基礎年金（中国残留邦人）
  - ② 生活保護と同水準の支援給付（中国残留邦人とその配偶者）
- 中国残留邦人が亡くなった後は、配偶者に対しては、①の年金支給はなくなり、②の支援給付（夫婦世帯の3分の2）のみになる。また、配偶者の大半は、(i)高齢、(ii)日本語が不自由、(iii)日本の生活習慣に不慣れのため、②の支援給付だけでは日本で生活することは困難
- このため、中国残留邦人と長年にわたり労苦を共にしてきた配偶者の置かれている事情に鑑み、永住帰国する前からの配偶者に対し、中国残留邦人等の死亡後に支援給付に加えて配偶者支援金を支給する。

2. 改正の概要

(1) 題名及び目的規定(第1条)

- ① 題名に「特定配偶者の自立の支援」を規定
- ② 目的規定で「特定配偶者の自立の支援を行う」旨明確化

(2) 定義規定(第2条第3項)

支援の対象となる配偶者を「特定配偶者」とし、特定配偶者を「特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して配偶者である者」と定義

(3) 支援給付(第14条第3項)

特定中国残留邦人等が亡くなった後も支援給付を受給できる配偶者を特定配偶者に限定。なお、経過措置により、改正法施行時に現に支援給付を受けている配偶者であって「特定配偶者」に該当しないものについては、引き続き支援給付を行う。

(4) 配偶者支援金(第15条)

- ① 配偶者支援給付は、(3)の支援給付を受ける権利を有する特定配偶者に対して行う。
- ② 配偶者支援金の額は、老齢基礎年金(満額)の2/3相当額とする旨規定
- ③ 配偶者支援金の財源は、全額国費で措置する。

(5) 施行日

平成26年10月1日

(第七部)

第百八十五回国 参議院 厚生労働委員会 會議録第十号

(一六一)

平成二十五年十二月三日(火曜日) 午前十時六分開会

委員の異動

十二月一日

兼任

浜田 昌良君

補欠選任

若松 謙維君

十二月三日

兼任

木村 義雄君

補欠選任

中西 祐介君

若松 謙維君

浜田 昌良君

出席者は左のとおり。

委員長 理事

石井みどり君

委員

高階恵美子君

古川 俊治君

山本 順三君

長沢 広明君

赤石 清美君

大家 敏志君

大沼みずほ君

木村 義雄君

島村 大君

滝沢 求君

武見 敬三君

中西 祐介君

羽生田 俊君

浜田 昌良君

若松 謙維君

川田 龍平君

薬師寺みちよ君

小池 晃君

東 徹君

福島みずほ君 高階恵美子君 川田 龍平君 小池 晃君 福島みずほ君 古川 俊治君 東 徹君

委員以外の議員

西田 実仁君 尾辻 秀久君 三原じゅん子君 秋野 公造君

國務大臣

田村 憲久君

副大臣

佐藤 茂樹君 土屋 品子君

大臣政務官

赤石 清美君

事務局側

小林 仁君

政府参考人

岩淵 豊君

内閣府大臣官房

義本 博司君

少子化・青少年

中岡 司君

対策審議官

永山 賀久君

文部科学大臣官

原 徳壽君

房審議官

佐藤 敏信君

文部科学大臣官

局長

厚生労働省健康

局長

厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部長 宮川 晃君 厚生労働省職業能力開発局長 杉浦 信平君 厚生労働省社会・援護局長 岡田 太造君 厚生労働省老健局長 原 勝則君 厚生労働省保険局長 木倉 敬之君 厚生労働省年金局長 香取 照幸君 厚生労働省政策統括官 唐澤 剛君

本日の會議に付した案件

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案(高階恵美子君外四名発議)

○政府参考人の出席要求に関する件

○社会保障及び労働問題に関する調査(がん登録等に関する件)

○がん登録等の推進に関する法律案(尾辻秀久君外七名発議)

○業事法及び薬剤師法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(石井みどり君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。委員の異動について御報告いたします。昨日、浜田昌良君が委員を辞任され、その補欠として若松謙維君が選任されました。

○委員長(石井みどり君) この際、申し上げます。民主党・新緑風会所属委員の出席が得られておりませんので、出席を要請いたしたいと存じます。しばらくお待ちください。速記を止めてください。〔午前十時七分速記中止〕〔午前十時十八分速記開始〕

○委員長(石井みどり君) 速記を起こしてください。

民主党・新緑風会所属委員に対し出席を要請いたしました。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、発議者の高階恵美子君から趣旨説明を聴取いたします。高階恵美子君。

○高階恵美子君 ただいま議題となりました中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、自由民主党、公明党、みんなの党、日本共産党及び社会民主党・護憲連合を代表し、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

中国残留邦人等の配偶者は、残留邦人の祖国に帰りたいという願ひを受け止め、日本に骨を埋める決意で、帰国する残留邦人と共に来日されました。帰国後も、言葉の壁や慣れない生活習慣の中、残留邦人と労苦を共にされてきました。その間、政府において、帰国後の定着促進のための日本語教育等の支援、平成六年の議員立法による中国残留邦人等支援法に基づく支援、さらに、平成十九年以降は、改正中国残留邦人等支援法に基づき、満額の老齢基礎年金の支給や生活保護の基準

第七部 厚生労働委員会會議録第十号 平成二十五年十二月三日【参議院】

を満たさない世帯に対する支援給付の支給等の措置が講じられてきました。

しかしながら、現行法では、残留邦人が亡くなった後の配偶者は、従前より少ない額の支援給付のみを支給されることとなり、残留邦人死亡後の配偶者の老後の生活の安定が切実な課題となっております。

本案は、これらの点に鑑み、永住帰国する前からの配偶者について、その自立の支援を行うため、中国残留邦人等が亡くなった後、支援給付に加えて配偶者支援金を支給すること等、必要な事項を定めるものであります。

次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して配偶者である者を特定配偶者といえます。

第二に、法律の題名を中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に改め、目的及び国等の責務の規定において特定配偶者の自立の支援を行うことを明確にいたします。

第三に、特定中国残留邦人等が亡くなった後も支援給付を受給できる配偶者を特定配偶者に限定いたします。なお、経過措置により、この法律の施行の際に現に支援給付を受けている配偶者であつて特定配偶者に該当しないものについては、引き続き、支援給付を行うことといたします。

第四に、配偶者支援金の支給は、支援給付を受ける権利を有する特定配偶者に対して行い、その額は、老齢基礎年金満額の三分の二相当額といたします。また、配偶者支援金の財源は、全額国費で措置することといたしております。

なお、この法律は、平成二十六年十月一日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(石井みどり君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。――別に御発言もないうです。――質疑は終局したものと認めさせていただきます。

本法第五十七条の三の規定により、内閣から本法法律案に対する意見を聴取いたします。田村厚生労働大臣。

○国務大臣(田村憲久君) 参議院議員高階恵美子君外四名提出の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、政府としては異議ございません。

○委員長(石井みどり君) これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕  
○委員長(石井みどり君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(石井みどり君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(石井みどり君) 次に、政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(石井みどり君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(石井みどり君) 社会保障及び労働問題等に関する調査のうち、がん登録等に関する件を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○川田龍平君 みんなの党の川田龍平です。まず、今回私は、国会が患者と家族の会の一員として、尾辻議員、古川議員始め各会派の皆さんとともに、がん登録等の推進に関する法律案を参議院に提出させていただきました。このがん登録法の最大のポイントは、何といたしても全数調査によるデータベースです。

そこで、大臣にお尋ねしますが、子宮頸がんの発症率や生存率、予防や治療の向上、国民への情報提供にこの法案がどのような役割を果たすかについて、大臣の見解と伺います。御期待をお尋ねいたします。

○国務大臣(田村憲久君) この法律案が成立いたしますと、医療機関、全数調査ということになるわけでありまして、全てのがんにつきまして、発症率でありまして、また生存率の把握が可能になってくるわけでありまして、そのような情報を解析、分析することによりまして、がんの予防でありますとか、さらにはがん検診等々、このようなデータを取得することが可能になるわけでございます。普及啓発、さらにはがん対策の推進、このようなものに大変役に立つわけでございます。

本日は、一層がん対策というものが進んでいくことを我々も期待をいたしておるわけでありまして、○川田龍平君 この子宮頸がんについては、その予防ワクチンの定期接種化をめぐる、発症率や生存率などについて推進側とワクチン被害者側とで見解に違いがあるように思います。是非、全数調査で日本における子宮頸がんの実態が把握されるようになり、予防と検診、治療に役立つことを私も期待したいと思います。

さて、その子宮頸がんワクチンですが、相次ぎ

報道されている副反応については、九月から全国十七の大病院での専門治療が始まっています。被害者や家族の声として、診療結果や通院アクセスの問題など、様々な課題が指摘されています。

先日も、党の社会福祉部門会議で、他党に先立ちまして全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会から被害者の本当にたい体験、今の御苦労のお話を伺いました。副反応に対する学校の無理解から今月限りで高校をやめさせられるというお嬢さんからも直接お話を伺いました。車椅子の彼女は、学校はやめるけれども夢は捨てないで頑張る、だから早く治療法を見つけてほしい、このように苦しむ人がこれ以上増えないでほしいと涙ながらに訴えてくれました。その姿はかつての自分に重なる思いがして、精いっぱい励ましの言葉を掛けさせていただきました。

厚生省は、勸奨を再開するのか、最終判断を年内とされていますが、現在どのような情報を収集、分析し、どのような検討を行っているのでしょうか。

○政府参考人(佐藤敏信君) お答えをいたします。子宮頸がんワクチンについてでございますけれども、去る六月十四日に開催されました第二回の厚生科学審議会の副反応検討部会におきまして、三点について調査を進めるということになっております。一つは、今もお話がありましたように、広範な疼痛を訴える方、この当時は三十八症例だったんですけれども、この三十八症例を中心といたしまして、その概要、内容を明らかにすること、それから二つ目は、二種類のワクチンがありまして、その二種類のワクチンの比較をすること、それから三つ目は、海外においては既に使用実績がありましたので、その使用実績の中で疼痛症例がどのような状況であったかということを把握をすること、こういうことでございました。

現在、今も申し上げましたような視点に立つて、ワクチンの有効性それからリスクについて専

# 官報

(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔法 律〕

- 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律 (九九)
- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律 (一〇〇)
- 農地中間管理事業の推進に関する法律 (一〇一)
- 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律 (一〇二)
- 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律 (一〇三)
- 生活保護法の一部を改正する法律 (一〇四)
- 生活困窮者自立支援法 (一〇五)
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律 (一〇六)
- 国家戦略特別区域法 (一〇七)
- 特定秘密の保護に関する法律 (一〇八)

七 六 五 四 三 二 一

### 〔政 令〕

- アルコール健康障害対策基本法 (二〇九)
- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律 (一一〇)
- がん登録等の推進に関する法律 (一一一)
- 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律 (一一二)
- 内閣府本府組織令の一部を改正する政令 (三四一)
- 国家戦略特別区域諮問会議令 (三四二)
- 沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令 (三四三)
- 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (三四四)
- 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令 (三四五)

### 〔省 令〕

- 社会保険協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令等の一部を改正する省令 (厚生労働二一九)
- 人事院規則二二一〇(倫理法の適用を受けない非常勤職員)の一部を改正する人事院規則 (人事院二二一〇一四)

七 六 五 四 三 二 一

### 〔告 示〕

- 構造改革特別区域計画を認定した件 (内閣府二五三〇二五七)
- 構造改革特別区域計画の変更を認定した件 (同二五八〇二六五)
- 構造改革特別区域計画の認定を取り消した件 (同二六六、二六七)
- 地域再生計画を認定した件 (同二六八〇二七四)
- 地域再生計画の変更を認定した件 (同二七五、二七六)
- 総合特別区域計画を認定した件 (同二七七〇二七九)
- 総合特別区域計画の変更を認定した件 (同二八〇〇二九〇)

## 本号で公布された法令のあらまし

◇研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律 (法律第九九号) (文部科学省)

一 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正関係

1 人材の確保等の支援

国は、研究開発等に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の研究開発等に係る運営及び管理に係る業務(2)において「運営管理に係る業務」という)に関し、専門的な知識及び能力を有する人材の確保その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるとともに、イノベーションの創出に必要な能力を有する人材の育成を支援するために必要な施策を講ずるものとした。(第一〇条の二及び第一〇条の三関係)

2 労働契約法の特例

(一)から(四)までに掲げる者がそれぞれの有期労働契約を期間の定めのない労働契約に転換させるための申込みを行うために二以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間(二)において「通算契約期間」という)が五年を超えることが必要とされていることについて労働契約法(平成一九年法律第一二八号)の特例を定め、一〇年を超えることが必要であるとするものとした。本改正項目においては、人文科学のみに係る科学技術を含む取扱いとした。(第一五条の二関係)

(二) 科学技術に関する研究者又は技術者であつて研究開発法人又は大学等を設置する者との間で有期労働契約を締結したものの

(三) 研究開発等に係る運営管理に係る業務(専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。例において同じ。)に従事する者であつて研究開発法人又は大学等を設置する者との間で有期労働契約を締結したものの



中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第百六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

第一条中「より」を「より」に改め、「中国残留邦人等」の下に「及びそのような境遇にあった中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた特定配偶者」を加え、「かんがみ、これらの者」を一掃し、「中国残留邦人等」に「永住帰国した者」を、「永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者」に改める。

第二条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「特定配偶者」とは、第十三条第二項に規定する特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、同項に規定する特定中国残留邦人等以外の者に限る。）である者をいう。

第四条第一項中「中国残留邦人等」の下に「及び特定配偶者」を加える。

第五条中「及び永住帰国後」を「並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者」に改める。第十四条第一項中「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ）」を「特定配偶者」に改め、同条第三項中「配偶者（特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下この条において同じ。）」を「特定配偶者」に、「当該配偶者」を「当該特定配偶者」に改め、同条第五項中「当たっては、特定中国残留邦人等」の下に「及び特定配偶者」を加え、「かんがみ」を「鑑み」に、「その配偶者」を「特定配偶者」に改める。

第十八条中「第十四条第四項」の下に「第十五条第三項において準用する場合を含む。」を加え、同条を第十九条とし、第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とする。

第十五条中「及び支援給付」を「支援給付及び配偶者支援金」に改め、同条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

（配偶者支援金の支給）

第十五条 この法律による配偶者支援金の支給は、前条第三項の規定により支援給付を受ける権利を有する特定配偶者に対して行うものとする。

2 配偶者支援金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額（同法第二十七条の三又は第二十七条の五の規定により改定した同法第二十七条に規定する改定率を乗じて得たものに限る。）を十二で除して得た額に三分の二を乗じた額とする。

3 前条第四項、第五項及び第七項の規定は、配偶者支援金の支給について準用する。

4 国は、政令で定めるところにより、市町村及び都道府県が支弁した配偶者支援金の支給に要する費用を負担しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、配偶者支援金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。

（支援給付の実施に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に、この法律による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「旧法」という。）第十四条第一項の規定により同項の支援給付を受けている特定中国残留邦人等（旧法第十三条第二項に規定する特定中国残留邦人等をいう。以下同じ。）であつて、その者の属する世帯にその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、特定配偶者）（この法律による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「新法」という。）第二条第三項に規定する特定配偶者をいう。以下同じ。）及び特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下この条において同じ。）があるものに対する当該支援給付については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧法第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けている配偶者に対する当該支援給付については、なお従前の例による。

3 第一項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を受けている特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯にその者の配偶者があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該配偶者の属する世帯の収入の額（厚生労働省令で定める額を除く。）が当該配偶者（当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。）について生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、新法第十四条第三項の規定にかかわらず、当該配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、同条第一項の支援給付を行うものとする。ただし、当該配偶者が当該死亡後に婚姻したとき（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。）は、この限りでない。

第三案 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律

第三案 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)附則第四條第一項の規定により同項の支給給付を受ける権利を有する施行前死亡者の配偶者(同項に規定する施行前死亡者の配偶者をいう。)であつて、当該死亡の時ににおいて特定配偶者に該当するものには、新法第十五條第一項の配偶者支援金を支給するものとする。

2 平成二十六年において、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第七條の二の規定により読み替えられた同法附則第七條第一項に規定する場合には、新法第十五條第二項の規定の適用については、同項中「国民年金法第二十七條本文に規定する老齢基礎年金の額(同法第二十七條の三又は第二十七條の五の規定により改定した同法第二十七條に規定する改定率を乗じて得たものに限る。)」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第七條の二の規定により読み替えられた同法附則第七條の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法第一條の規定による改正前の国民年金法第二十七條本文に規定する老齢基礎年金の額」とする。

第四案 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「第十四條第四項」の下に「第十五條第三項において準用する場合を含む。」を加え、同表中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四條第四項」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四條第四項」に改める。

(地方税法の一部改正)

第五案 地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の二十三第二項第二号中「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「若しくはサービス」の下に「若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第百六号)附則第一條第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づき医療支援給付のための医療その他の支援給付に係る政令で定める給付若しくは医療、介護、助産若しくはサービス」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第六案 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第二項第一号中「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「若しくはサービス」の下に「若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第百六号)附則第一條第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づき医療支援給付のための医療その他の支援給付に係る政令で定める給付若しくは医療、介護、助産若しくはサービス」を加える。

(住民基本台帳法の一部改正)

第七案 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。別表第一の七十七の七の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第八案 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第四條第一項中「新法」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「受けることとなる」の下に「特定配偶者(同法第二條第三項に規定する特定配偶者をいう。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第百六号)以下この項において「平成二十五年改正法」という。附則第一條第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四條第三項の規定により同法第一項の支給給付を受けることとなる配偶者若しくは平成二十五年改正法附則第二條第三項の規定により中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四條第一項の支給給付を受けることとなる」を加え、同法第二項中「新法」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同法第五條第一項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第九案 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正(平成二十四年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第百三十三條(見出しを含む)中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第十條 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正

第十條 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第六十五條のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の改正規定のうち同表の百十六の項中「中国残留邦人等支援給付関係情報」を「中国残留邦人等支援給付等関係情報」に改める。

第十一條 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。





便

第 号 引揚証明書 検査所扱

氏名	大正 年 月 日生		
本籍地	[Redacted]		
定着地	[Redacted]		
終戦当時住所	中 国	職業	同伴家族数 名

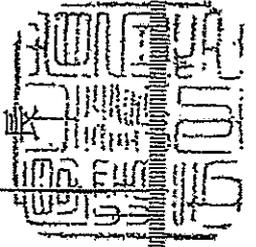
同伴家族氏名記載欄

続柄	氏名	生年月日	職業	備考
夫	[Redacted]	[Redacted]年[Redacted]月[Redacted]日		
二男	[Redacted]	[Redacted]年[Redacted]月[Redacted]日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

右は昭和 年 月 日 [Redacted] 港に帰国したことを証明する。

昭和 年 月 日

厚生省援護局



給与金品記載欄

品目	数量	支給者	備考
帰還手当	33600 円		
帰郷旅(雑)費	円		
応急援護物資			



# 支給決定通知書

中自支第 [redacted] 号

下記のとおり、決定したので通知します。

平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日

厚生労働大臣 并 添 要



記

根 拠 法		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律			
支給決定の種別		自立支度金			
申 請 者	氏名	日本名	[redacted]	生年月日	19 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
		中国名	/	性 別	女
	本 籍 地	[redacted]			
	現在の居住地	所沢中国帰国者定着促進センター(埼玉県所沢市並木4-1)			
	帰国前の居住地	[redacted]			
	本邦に上陸した日	[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日			
支給決定内容					
1 支給額 <u>557,500円</u>					
2 親族等					
氏 名	生年月日	続 柄	氏 名	生年月日	続 柄
[redacted]	[redacted]	子(男)	/	/	/
[redacted]	[redacted]	子の妻	/	/	/
/	/	/	/	/	/

注意 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に書面で厚生労働大臣に対して不服申立てができます。



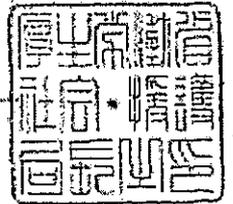
# 永住帰国者証明書

証第 [ ] 号

下記の者は、平成6年9月30日社援発第667号厚生省社会・援護局長通知による中国残留邦人等永住帰国者であることを証明します。

平成 [ ] 年9月27日

厚生労働省社会・援護局長 中村 秀



記

申請者	氏名	日本名	[ ]	生年月日	[ ] 年12月14日
		現地名	/	性別	男 * (女)
		本籍地	[ ]		
		現在の居住地	[ ]		
		帰国前の居住地	中国 [ ]		
		本邦に上陸した日	1993年2月18日		
親族等	氏名	生年月日	続柄	備考	
	[ ]	19 [ ] 年2月18日	夫		



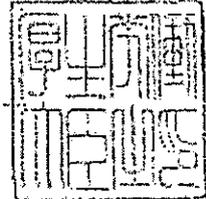
# 支給決定通知書

中永旅第 [ ] 号

下記のとおり、決定したので通知します。

平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

厚生労働大臣 外 添 要



記

根 拠 法	中国発着邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律				
支給決定の種類	永 住 帰 国 旅 費				
申 請 者	氏 名	日本名	生年月日	19 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日	
		中国名	性 別	男	
		本 籍 地	[ ]		
		居 住 地	[ ]		
支給決定内容					
1 支給額及び支給方法					
(1) 申請者の居住地から中国の地域における出入国港（北京）までの旅費 67,960円（申請者の居住地の最寄りの中国銀行に送金）					
(2) (1)の出入国港から本邦の出入国港までの旅費（当該経路に係る航空券又は乗船券を交付）					
(3) 本邦の入国港から本邦における居住地までの旅費（当該経路に係る航空券又は乗船券を交付）					
2 親族等					
氏 名	生年月日	続 柄	氏 名	生年月日	続 柄
[ ]	[ ]	妻	[ ]	[ ]	孫(男)
[ ]	[ ]	子(女)	[ ]	[ ]	孫(男)
[ ]	[ ]	子の婿			
3 本邦における居住地					
東京都					

注意 この処分に対する不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に書面で厚生労働大臣に対して不服申立てができます。

事前協議済

K07-014

様式 (配偶者支援金単独の決定通知)

	発 第 号 年 月 日 支援給付の実施機関の長 印		
殿  配 偶 者 支 援 金 決 定 通 知 書  年 月 日付で申請された 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による配偶者支援金 を、下記のとおり決定したので通知します。  記			
1 配偶者支援金の開始時期 年 月 日			
2 配偶者支援金の決定額			
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">決定額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding: 5px;">円</td> </tr> </table>		決定額	円
決定額			
円			
3 配偶者支援金を決定した理由			
4 配偶者支援金の支給日及び支給場所			
(備考) (1) この決定通知が申請書受理後 14 日を経過した理由。 (2) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内 に、知事に対し審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起 算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をす ることができなくなります。) (3) 上記(2)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを 知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として (訴訟において市を代表する者は市長 となります。) この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、裁決があったことを知 った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過 すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのい ずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起するこ とができます。①審査請求をした日の翌日から起算して 50 日を経過しても裁決がないとき。②決 定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③そ の他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。			

(注) この通知書は変更の場合にも用いるものとする。

様式第17号の2（支援給付と配偶者支援金を合わせて通知する場合1）

発 第 号  
年 月 日

支援給付の実施機関の長 印

殿

支 援 給 付 等 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請された 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付等を、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 支援給付の種類及び程度

イ 種類	生活 支援給付	住 宅 支援給付	医 療 支援給付	介 護 支援給付	( ) 支援給付	計
ロ 程度	円	円	円	円	円	円

ハ 介護支援給付自己負担額 円（事業者名 ）  
円（事業者名 ）  
円（事業者名 ）  
ニ 医療支援給付自己負担月額 円

2 支援給付等の開始時期 年 月 日

3 支援給付等の方法

イ ( ) 支援給付中の 費は ( ) 渡しとする。

4 支援給付等を決定した理由

5 支援給付金等の支給日及び支給場所

6 配偶者支援金

円

(備考)

- (1) この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由。
- (2) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (3) 上記(2)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (4) 支援給付金等を受取るときにはこの通知書と印鑑が必要ですから忘れないように持参してください。

(注) この通知書は変更の場合にも用いるものとする。

様式第17号の3（支援給付と配偶者支援金を合わせて通知する場合2）

発 第 号  
年 月 日

支援給付の実施機関の長 印

殿

支 援 給 付 等 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請された 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに  
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付（配  
偶者支援金を含む。以下同じ。）を、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 支援給付の種類及び程度

イ 種類	生活 支援給付	住 宅 支援給付	医 療 支援給付	介 護 支援給付	( ) 支援給付	計
ロ 程度	円	円	円	円	円	円

ハ 介護支援給付自己負担額 円（事業者名 ）  
円（事業者名 ）  
円（事業者名 ）  
ニ 医療支援給付自己負担月額 円

2 支援給付の開始時期 年 月 日

3 支援給付の方法

イ ( ) 支援給付中の 費は ( ) 渡しとする。

4 支援給付を決定した理由

5 支援給付金の支給日及び支給場所

6 配偶者支援金

円

(備考)

- (1) この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由。
- (2) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (3) 上記(2)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (4) 支援給付金を受取るときにはこの通知書と印鑑が必要ですから忘れないように持参してください。

(注) この通知書は変更の場合にも用いるものとする。

発 第 号  
年 月 日  
支援給付の実施機関の長 印

殿

支 援 給 付 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請された 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付等を、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 支援給付の種類及び程度

イ 種類	生活 支援給付	住 宅 支援給付	医 療 支援給付	介 護 支援給付	( ) 支援給付	計
ロ 程度	円	円	円	円	円	円

- ハ 介護支援給付自己負担額 円（事業者名 ）  
円（事業者名 ）  
円（事業者名 ）
- ニ 医療支援給付自己負担月額 円

2 支援給付の開始時期 年 月 日

3 支援給付の方法

イ ( ) 支援給付中の 費は ( ) 渡しとする。

4 支援給付を決定した理由

5 支援給付金の支給日及び支給場所

配 偶 者 支 援 金 決 定 通 知 書

1 配偶者支援金の開始時期

2 配偶者支援金給付の方法

配偶者支援金は ( ) 渡しとする。

3 配偶者支援金を決定した理由

決定額 円

(備考)

- (1) この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由。
- (2) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (3) 上記(2)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (4) 支援給付金又は配偶者支援金を受取る際にはこの通知書と印鑑が必要ですから忘れないように持参してください。

(注) この通知書は変更の場合にも用いるものとする。

